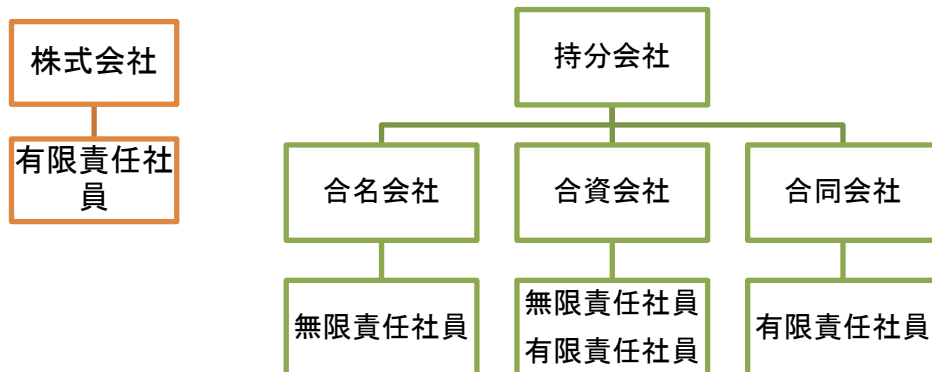


株式会社設立の概要

1. 会社の種類

会社を作るうえでの種類には株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の4つの種類があります。

- ・株式会社・・・会社が負った借金を経営者（株主）は負いません。
- ・合名会社・・・会社が負った借金を経営者（会社に出資をした者）が全て負います（無限責任）。そのため、あまり設立されていません。
- ・合資会社・・・経営者2人以上いる場合で会社が負った借金を負う者（無限責任）と会社が負った借金を会社に出資した範囲で責任を負う者（有限責任）が混在している会社。これもあまり設立されていません。
- ・合同会社（LLC）・・・株式会社と同じく会社が負った借金を経営者は負いません。（有限責任）株式会社では、出資額に応じて議決権が認められるため、たくさんお金を出資した株主の意向が強く反映され、活発な議論のもと有能な人材の意見を反映しにくい。しかし、合同会社では有限責任のメリットを取り入れつつ、定款の定めによって有能な人材に業務執行を委ねることができます。大学などの研究を活用する産学提携など、安定した収益を見込めるビジネスに向いている。
株式会社より合同会社の方が本来の目的を達成しやすいといえるがデメリットとして法人課税になってしまったため合同会社を設立するメリットは少なくなった。



2. 法人という人格

そもそも、法人とは「人間以外で、法律上の権利義務の主体となる事を認められたもの」の事です。つまり個人とは切り離された「法人という人格」が法律上で認められ、事業に

かかわるあらゆる権利義務の主体となる事ができるのです。

【個人事業主の場合】

個人が自己責任で事業を行っており、その責任を事業主が全て負うこととなります。したがって、事業資金として借りた借入金であっても、実際には個人事業主の借金と同じ扱いとなります。仮に事業に失敗したときは個人の財産を手放してでも、債務に対して支払が必要となります。

【法人の場合】

法人自らが契約の当事者として売買契約や賃貸借契約を締結できるので、法人名で銀行から事業資金を借り入れたり銀行口座を開設できるのです。法人が事業資金として借り入れた借入金は、あくまでも法人の債務であり、経営者個人の借入金ではありません。会社が倒産したときでも、債務の支払義務が及ぶのは法人資産の範囲内であり、原則として経営者個人の財産まで支払義務が及ぶ事はありません（経営者自身が法人の借入金の保証人である場合を除きます。）

このように個人事業では無限責任、法人では有限責任と、事業での債務にかかわる個人の責任が無限か有限かという点は個人事業と法人の大きな違いです。

また、これ以外にも、給与所得控除を利用した大幅な節税をはじめ、退職金や生命保険料などの必要上の経費の計上、社会的信頼の増大、社会保障面での充実など、法人化によって可能になるメリットは数多くあります。

3. 資本金1円、取締役1人で株式会社を設立できる

【従来の法人化への問題点】

①会社の資本金をどう準備するか（従来、株式会社設立に1000万円、有限会社設立に300万円の資本金を準備する事が条件であった）

②法人設立手続の煩雑さ

（ア）従来、銀行に会社設立時に株式の払込金額を実際に入金したことを証明してもらう「払込金保管証明書」が必要であった。払い込んだお金を設立登記が終わるまで使えない

（イ）類似商号の規制（従来はある商号が登記されている場合、同一市町村内では、同じ事業内容の会社と類似の商号を使えませんでした。類似商号・会社目的の審査に時間がかかっていた）

③株式会社の機関設計をどうするか（従来、取締役3人 監査役1人必要であった）



【現行の会社法】

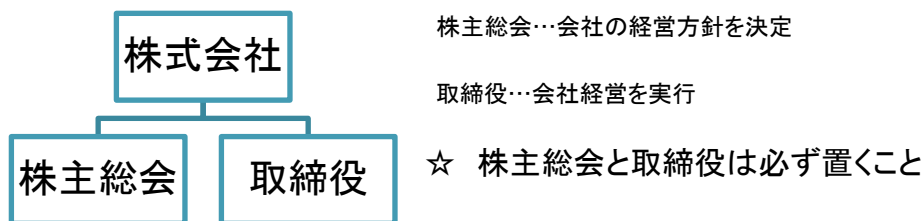
①最低資本金制度は廃止され資本金1円でも株式会社が設立できるようになった。資本金はあくまでも帳簿上の数字（会社の信用上最低300万円の資本金を用意しておく事をお

勧めいたします。)

- ② (ア) 発起設立の場合、払込金保管証明書が不要、「出資払い込みがあった事を証する書面」でよくなりました。出資払い込みのあった通帳のコピーでよい。
(イ) 同一の住所地を本店とする同一商号のみが禁止されることとなりました。類似商号でも会社を設立できるようになりました。(ただし、他人の商号と同一または類似の商号を使用して他人の営業と混同を生じさせる行為は不正競争であるとされ、これに対しては、商号使用差止請求と損害賠償請求が認められています)
- ③取締役1人でも会社を設立できるようになりました。(取締役会非設置会社)

4. 会社の機関

株式会社は、株主総会と取締役という機関が基本となります。



【会社の機関】

株式会社は原則株式の譲渡が自由となっています。譲渡制限をしていない会社を公開会社といいます。

これに対して定款で「株式の譲渡をする場合には、会社の承認を要する」と定めている会社を譲渡制限会社=非公開会社といいます。公開会社は証券取引所に上場している会社で、多くは非公開会社となります。株式を自由に譲渡されると、会社の経営権を奪われ、会社の経営が自由にできなくなることがありますし、場合によっては株式を取得した方に会社を乗っ取られる可能性が出てきます。

※まず、株式会社を設立する際は取締役1人のみで設立される方が一般的です。

【株主総会】

①取締役会を設置しない会社…会社に関する一切の事項について決議できる

②取締役会を設置する会社

<p>【株主総会での決議事項】</p> <p>(1) 会社の基礎に根本的変動を生じる事項</p> <p>①事業の譲渡等②定款変更③株式交換・株式移転④合併・分割⑤解散等</p> <p>(2) 取締役・監査役・会計監査人等の選任・解任</p> <p>(3) 計算書類の承認</p> <p>(4) 株主の重要な利益に関する事項</p> <p>①余剰金の配当②自己株式の有償取得③募集株式・新株予約権の有利発行等</p> <p>(5) 取締役等が権限を濫用する危険のある事項</p> <p>①報酬の決定②事後設立等</p> <p>一定の事項については定款に定める事により株主総会の決議事項とすることができる</p>	<p>【取締役会での決議事項】</p> <p>取締役会は重要な業務執行の決定を取締役に委任する事はできない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲り受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 支配人その他の重要な組織の設置、変更、廃止</p> <p>(4) 社債を引受ける者の募集に関する事項</p> <p>(5) 会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(6) 定款の定めに基づく役員等の責任の一部免除</p>
---	--

【取締役】

- ①取締役となれないもの
 - ・法人、成年被後見人、被保佐人、他会社法331条1項～4項参照
 - そのため未成年者や破産者も取締役となれる。
 - ②取締役の任期
 - ・原則2年（ただし、譲渡制限会社では最長10年まで伸長できる）
 - ③取締役等の選任・解任
 - ・選任、解任ともに株主総会の普通決議。
- ※ 取締役を変更した場合は法務局に登記をしなければなりません。そのため取締役の任期を定款で10年に伸長すると、登記事務手続きの回数が2年に比べて少なくすることができます。

5. 株式会社の機関設計

非公開会社では、最低限、株主総会と取締役を1人設置すればよいのですが、だからといって他の期間（監査役など）を設置できないわけではありません。たとえば、会計業務を監視したければ監査役を置くことができます。

以下では、非公開会社で、取締役会を置かない会社に絞って簡単に概要を見ていきましょう。

① 取締役会の設置

たとえば、非公開会社の場合には、取締役会を設置するかどうかを自由に選択することができます。取締役会とは、3人以上の取締役が話し合って経営方針を決める会社のことです。なお、取締役会を設置しない場合には、取締役は1人選任するだけでかまいません。また、この場合、株主総会は、会社に関する一切の事項を決議できる万能機関となります。

② 代表取締役の設置

非公開会社で取締役会を設置しない会社の場合は、代表取締役を設置するかどうかを自由に選択することができます。代表取締役を設置しない場合には、個々の取締役が会社を代表することになります。実務上は、取引関係では代表取締役の署名が求められるので、代表取締役は必ず設置することになります。

③ 監査役の設置

取締役会を設置しない会社の場合、監査役を設置するかどうかを自由に選択することができます。

<非公開会社のメリット>

会社を乗っ取られない	株式の譲渡に制限があるので、株式を譲り受ける者を、会社が選ぶことができる。
機関設計が容易	株主総会と取締役が1人いればいいので、1人で会社を設立することができる
役員の任期が長い	定款で役員の任期を10年まで延長することができる。

6. 株式会社設立の流れ

流れ	場所	用意するもの
1. 商号の調査及び目的の適格性の確認 (①商号3つくらい、②目的の適格性 ①適法性②営利性③明確性)	所轄法務局(登記所)	
2. 発起人の選定・発起人会の開催(株式会社を設立するに当たり決定していただくことです) ①発起人の株数の確認 ②商号の確定 ③目的確認 ④資本金に関する事項の決定 ⑤決算期の確定 ⑥設立時取締役の選任		発起人会議事録

⑦本店所在地の決定		
3. 定款作成 (2の内容をもとに、会社のルールを作ります)		<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・認証の委任状 (印鑑証明と確認)
4. 定款の認証 (公証人の方に定款の内容を確認していただく作業です。)	公証役場 (管轄は本店所在地の法務局に所属する公証人の認証を受けること)	<ul style="list-style-type: none"> ・発起人の印鑑証明書提出 ・行政書士が代理人の場合は行政書士表の提示 ・定款 3通 ・公証人認証手数料 5万円 ・収入印紙 4万円
5. 発起人による株式の全部引き受け (発起設立)		
6. 払込取扱金融機関へ資本金の払い込み	銀行	払込を証する書面
7. 設立時取締役による設立時代表取締役の選定		設立時代表取締役選定決議書
8. 設立時取締役(設立時監査役)の調査		調査報告書(現物出資がある場合)
9. 株式会社設立登記申請書の提出 (会社設立の申請書類を作り法務局に申請をします。この申請書類提出日が会社設立の日となります。)	法務局	株式会社設立登記申請書
10. 補正の確認 (法務局にて申請書類等に不備がないか確認をしていただきます。)	法務局	登記簿謄本、印鑑証明書、印鑑カードの取得

7. 商号の決定

会社設立にあたって、会社の名前を決めなければなりません。そして候補を決めたら、本店(会社の住所)を管轄する法務局(支局、出張所)にて、商号調査を行います。

ここで、他の会社と本店住所が同一で、商号が同一である場合はその商号を使用することができません。住所が同一とは「〇番〇号」が同じことを言います。

8. 会社設立は定款の作成から

株式会社を設立するためには、人とお金を集め、団体としての会社の実体を作り、登記を行うことが必要です。

そのうえで、会社の根本のルールとなる定款を作成すること、出資者の確定、会社機関

の具備、会社財産の形成などによって出来上がります。

<定款に記載しなければならないこと>

①会社の目的

・業務内容を列挙し定款に記載する。将来行う希望の業務も含む（多すぎると会社の商号決定に影響が出てくるかもしれませんが、3つ～5つくらいがよいでしょう）

②会社の商号

・漢字、ひらがな、カタカナの他にローマ字（大文字及び小文字）、アラビア数字、「&」（アンパサンド）「'」（アポストロフ）「,」（コンマ）「-」（ハイフン）「.」（ピリオド）「・」（中点）も利用できます。

③本店所在地

④設立時の出資額またはその最低額

・設立時に発起人が払い込んだ出資金のことです。

⑤発起人の氏名・住所

・設立の企画者として責任を負う発起人の名前や住所を明らかにする必要があります。

⑥発行可能株式総数

・将来会社が発行できる株式の上限を定めます。

9. 設立手続には代表者印を作成する

株式会社の設立登記を申請する場合、会社を代表する代表取締役の印鑑（代表者印）を作って、所轄の法務局に印鑑登録をします。

10. 決算月（事業年度）の決定方法

【個人事業主の場合】

決算月（事業年度）は個人事業主の場合は1月1日から12月31日までで、確定申告の申告時期は、毎年度、翌年2月16日から3月15日までの1か月間

【法人の場合】

決算月（事業年度）は自由に選ぶことができます。一般的には3月31日（国会の会計年度に合わせて）決算が多いです。そして、この場合5月31日までに法人税の申告をしなければなりません。もし繁忙期が決算月と合わさってしまうのであれば避けたほうがよいでしょう。

もし、繁忙期がないのであれば、設立してから翌年の末日、2月設立であれば1月31日まで3月であれば2月末日と設定するのがよいと思われる。

また、定時株主総会は事業年度の終了後3か月以内に必ず定時株主総会を招集しなければならないものとされていますが、法人税法の関係から決算日の翌日から2か月以内に申告書の提出が必要になっていますので株主総会も事業年度の終了後2か月以内にと

が必要となります。

1 1. 広告の方法

公告とは、一定の事項を広く社会一般に知らせることです。株式会社においては、法律で決められた出来事（決算、合併、分割、組織変更、解散等）が起きた場合に、そのことを広く一般に広めることです。

【公告方法】

- ①官報に掲載する方法
- ②日刊新聞紙に掲載する方法
- ③電子公告

【公告の選び方】

まず、②の日刊新聞は費用が掛かりすぎてしまいますので、設立段階においては不向きです。

①官報③電子公告はどちらが良いかは会社が置かれている状況で判断したほうがよいでしょう。

①の官報は国が発行する新聞紙で、従来から最も利用されている方法ですが、広告費用は3万円～掲載枠により料金が変わります。

③電子公告は簡単に言えばホームページに掲載することです。

1 2. 定款の認証を受ける

定款を作成したら発起人がそれに署名又は記名押印をします。これによって定款自体は完成です。

次に、法務局で会社設立の登記をしなければなりません。申請の際に定款を添付します。ただ、この定款は公証人の認証を受けていることが前提となります。

① どここの公証役場に行くか

設立しようとする会社の本店所在地を管轄する法務局または地方法務局に所属する公証人に依頼しなければなりません。

② 用意すべき書類

- ・ 定款
- ・ 発起人全員の印鑑証明書

③ 費用

- ・ 公証人手数料…5万円
- ・ 収入印紙…4万円（電子定款の場合は不要です。）

1 3. 会社設立登記申請

設立登記に必要な書類をそろえたら、管轄の法務局にて設立の登記申請を行います。

法務局に申請をした日が設立日になります。

<株式会社設立登記の費用>

登記の申請をする際には登録免許税という税金を納めなくてはなりません。登録免許税は納付用台紙に税額分の収入印紙を貼り、登記の申請書を上にしてホチキスで止めて契印して納付します。

なお登記の申請をする際の納める税額は会社の資本金の1000分の7ですが、最低額（合同会社6万円、株式会社15万円）が決められており、どちらか高いほうの金額を納付しますので通常の場合、合同会社なら6万円、株式会社なら15万円を納付することになります。

登記の終了は、掲示されている「補正日」に電話連絡等で確認をとりましょう。補正の必要がなければ登記は終了です。

今後、銀行口座開設、各種許認可申請、契約時等に必要となる、登記事項証明書や印鑑証明書等が取得できるようになります。

1 4. 諸官庁への届出

会社設立の登記が終わりましたら、税務署、社会保険事務所などに届け出をしましょう。これで法的な手続きはすべて終わり、会社としてスタートすることになります。